国立大学法人電気通信大学会計責任者等任免取扱規程

制定 平成16年4月1日規程第59号 最終改正 令和5年7月12日規程第13号

(趣旨)

第1条 この規程は、国立大学法人電気通信大学会計規則(以下「会計規則」という。) 第5条第6項の規定に基づき、会計責任者、会計責任者代理、会計責任者代行及び補助者として指定する職並びに事務の範囲について定めるものとする。

(会計責任者の指定)

第2条 会計責任者として指定する職は、別表第1のとおりとする。

(会計責任者代理の指定)

第3条 会計責任者代理として指定する職は、別表第1のとおりとする。

(会計責任者代行の指定及び事務の範囲)

第4条 会計責任者代行として指定する職及び当該会計責任者代行に処理させる事務の範囲は、別表第1のとおりとする。

(補助者の指定及び事務の範

- 第5条 会計責任者の補助者として指定する職及び当該補助者に処理させる事務の範囲 は、別表第2のとおりとする。
- 2 契約責任者は、前項の規定にかかわらず、1994年マラケシュで作成された政府調達に関する協定、2012年3月30日ジュ囲)ネーブで作成された政府調達に関する協定を改正する議定書によって改正された協定(以下「改正協定」という。)その他の国際約束が適用される設備の調達及びその他の調達に係る特別仕様品の調達について、技術審査を行う補助者を命じ、又は他大学等の所属職員に委嘱することができる。
- 3 前項の規定により補助者を命じ又は委嘱する場合は、別紙様式により行うものとする。

附則

この規程は、平成16年4月1日から施行する。

附 則 (平成18年4月13日規程第10号)

この規程は、平成18年4月19日から施行し、平成18年4月1日から適用する。

附 則 (平成19年3月6日規程第63号)

この規程は、平成19年4月1日から施行する。

附 則 (平成20年4月3日規程第22号)

この規程は、平成20年4月1日から施行する。

附 則 (平成21年4月21日規程第1号)

この規程は、平成21年4月21日から施行し、平成21年4月1日から適用する。

附 則 (平成22年7月21日規程第62号)

この規程は、平成22年8月1日から施行する。

附 則 (平成23年4月26日規程第8号)

この規程は、平成23年4月26日から施行し、平成23年4月1日から適用する。

附 則 (平成25年3月29日規程第139号)

この規程は、平成25年4月1日から施行する。

附 則 (平成26年2月26日規程第49号)

この規程は、平成26年2月26日から施行し、平成26年2月1日から適用する。

附 則 (平成26年2月26日規程第80号)

この規程は、改正協定が日本国について効力を生ずる日(平成26年4月16日)から 施行する。

附 則 (平成28年7月27日規程第29号)

この規程は、平成28年8月1日から施行する。

附 則 (平成30年3月30日規程第76号)

この規程は、平成30年4月1日から施行する。

附 則 (平成31年3月28日規程第92号)

この規程は、平成31年4月1日から施行する。

附 則 (令和2年12月25日規程第52号)

この規程は、令和2年12月25日から施行する。

附 則 (令和3年3月31日規程第76号)

この規程は、令和3年4月1日から施行する。

附 則 (令和3年4月28日規程第1号)

この規程は、令和3年4月28日から施行する。

附 則 (令和5年7月12日規程第13号)

この規程は、令和5年8月1日から施行する。

別表第1

川衣	•	,		
区分	責任者	責任者代理	責任者代行	責任者代行の事務の範囲
契約	学長が指名	学長	教育研究職員	当該教育研究職員が予算責任
責任者	する理事		(予算責任者)	者となる経費に係る、予定価格が
				150万円以下の物品購入及び
				役務提供契約(単価契約、保守契約
				等、契約の相手方に継続的、反復的
				給付を求める契約を除く。) に関す
				る次の事務(ただし、施設課の所
				掌に係るものを除く。)
				(1) 市場価格調査及び予定価
				格算出内訳書の作成
				(2) 業者の選定
				(3) 見積書及び請書の請求及
				び受理
				(4) 契約の締結
				(5) 契約に関する関係書類の
				作成
				(6) 検査及び監督
財務	学長が指名	学長		
責任者	する理事			
資金	財務課長	学長が指名		
責任者		する理事又	_	
		は職員		
資産管理	学長が指名	学長	経理調達課長	経理調達課の所掌に係る資産
責任者	する理事			の管理に関する事務
			施設課長	施設課の所掌に係る資産の管
				理に関する事務
			学術情報課長	附属図書館の所掌に係る資産
				の管理に関する事務
·			·	·

別表第2

契約責任者の補助者

部 局 等	契約責任者の補助	事務の範囲
	者として指定する職	
経理調達課	経理調達課長	経理調達課の所掌に係る契約に関する次の事務 (1) 予定価格調書案の作成(予定価格案の作成) 予定価格が500万円を超えるもの (2) 業者の選定 予定価格が500万円を超えるもの (3) 検査及び検査調書の作成(500万円を超えるもの。ただし、長期継続契約又は単価契約、賃貸借契約、保守契約等で比較的長期間継続する契約を除く。) 1 経理調達課の所掌に係る契約に関する入札の執行
	契約第一係長契約第二係長管財係長	2 経理調達課の所掌に係る契約に関する監督 当該係の所掌に係る契約に関する次の事務 (1) 予定価格調書案の作成(予定価格案の作成) 予定価格が500万円以下のもの (2) 市場価格調査及び予定価格算出内訳書の作成 (3) 業者選定案の作成 (4) 業者の選定 予定価格が500万円以下のもの (5) 見積書及び請書の請求及び受理 (6) 契約に関する関係書類の作成 (7) 発注の連絡 (8) 検査及び検査調書の作成(経理調達課長に 係るものを除く。)
施設課	施設課長課長補佐	施設課の所掌に係る契約に関する次の事務 (1) 予定価格調書案の作成(予定価格案の作成) 予定価格が500万円を超えるもの (2) 業者の選定 予定価格が500万円を超えるもの (3) 入札の執行 (4) 検査及び検査調書の作成(500万円を超えるもの。) 施設課の所掌に係る契約に関する次の事務

	施設企画係長 建築係長 電気設備係長 機械設備係長 施設課長、課長補佐 以外の技術職員	予定価格が250万円を超え500万円以下のもの (2)業者選定案の作成 予定価格が250万円を超えるもの (3)入札の執行 (4)検査及び検査調書の作成(施設課長に係るものを除く。) 1 施設課の所掌に係る契約に関する次の事務 (1)業者選定案の作成及び業者選定 予定価格が250万円以下の場合 (2)見積書及び請書の請求及び受理 (3)契約に関する関係書類の作成 (4)発注の連絡 2 当該係の所掌に係る契約に関する市場価格調査及び予定価格算出内訳書の作成 当該係の所掌に係る契約に関する市場価格調査及び予定価格算出内訳書の作成 当該係の所掌に係る契約に関する市場価格調査及び予定価格算出内訳書の作成 当該係の所掌に係る契約に関する東級の適正な履行を確保するための監督
学術情報課	学術情報課長	附属図書館の所掌に係る契約に関する次の事務 (1) 予定価格調書案の作成(予定価格案の作成) 予定価格が500万円を超えるもの (2) 業者の選定 予定価格が500万円を超えるもの (3) 入札の執行 (4) 検査及び検査調書の作成(500万円を超えるもの。) 附属図書館の所掌に係る契約に関する次の事務 (1) 予定価格調書案の作成(予定価格案の作成) 予定価格が500万円以下のもの (2) 市場価格調査及び予定価格算出内訳書の作成 (3) 業者選定案の作成 (4) 業者の選定 予定価格が500万円以下のもの (5) 見積書及び請書の請求及び受理 (6) 契約に関する関係書類の作成 (7) 発注の連絡

	情報受入係長	附属図書館の所掌に係る契約に関する検査及び 検査調書の作成(学術情報課長に係るものを除
		<.)
研究推進課	研究推進課長	研究推進課の所掌に係る契約に関する事務
	研究推進係長 産学官連携係長	研究推進課の所掌に係る契約に関する関係書類 の作成
国際課	国際課長	国際課の所掌に係る契約に関する事務
	学術交流係長	国際課の所掌に係る契約に関する関係書類の作 成

(備考) 上記の係長には、当該係の職員の職務を分担する当該課の係長、専門職員を含む ものとする。

財務責任者の補助者

が見ば有の情	97日						
部 局 等	財務責任者の補助		事	務	の	範	囲
	者として指定する職						
人事労務課	人事企画係長	1	支出決定決議	養書の	作成		
	任用係長	2	予算差引簿@	り記帳			
	給与係長						
	共済係長						
	職員係長						
	労務安全係長						
財務課	出納係長	1	収入決定決論	義書の	作成		
		2	仕訳帳の記憶	長			
		3	総勘定元帳の	の記帳			
		4	補助元帳の記	記帳			
		5	現金出納帳の	の記帳			
		6	預金出納帳の	の記帳			
		7	有価証券台帕	長の記	帳		
		8	債権管理簿(の記帳			
経理調達課	経理係長	1	支払い請求記	書の受	理		
	管財係長	2	支出決定決議	養書の	作成		
		3	予算差引簿@	り記帳			
	契約第一係長	1	支払い請求記	書の受	理		
	契約第二係長	2	支出決定決調	養書(原	履行決 第	定決議	書を含む。) の作
		瓦					
		3	予算差引簿@	り記帳			

施設課	施設企画係長	1 支払い請求書の受理
		2 支出決定決議書(履行決定決議書を含む。)の
		作成
		3 予算差引簿の記帳
学術情報課	情報企画係長	1 支払い請求書の受理
		2 支出決定決議書(履行決定決議書を含む。)の
		作成
		3 予算差引簿の記帳

(備考) 上記の係長には、当該係の職員の職務を分担する当該課の係長、専門職員を含む ものとする。

資金責任者の補助者

部 局 等	資金責任者の補助			事	務	Ø	範	囲	
	者として指定する職								
財務課	出納係長	1 ② 3	E書その 小切引	の他これ	れらに 呆管	貯金通 に準ずる なび受理	証書の		預かり

契約責任者の補助者命免簿

契約責任者名

- 1 あなたに、国立大学法人電気通信大学会計責任者等任免取扱規程第5条第2項に規定する補助者として、「事務の範囲」欄に掲げる事務を処理することを命じ(委嘱し)ます。
- 2 あなたは、これらのことを確認の上、署名又は記名押印して下さい。

確	認	職	名	氏	名		事	務	の	範	囲	任	命	期	間